公会計モデル対比表(総表)

個別的事項	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都方式	大阪府方式	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の 体系	・貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書・財務書類に関連する事項についての附属明細表・注記	・貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書・財務書類に関連する事項についての附属明細書・注記	・貸借対照表・行政コスト計算書・キャッシュ・フロー計算書・正味財産変動計算書・有形固定資産及び無形固定資産附属明細書・注記	・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・純資産変動計算書 ・純資産変動分析表を始めとする附属明 細表 ・注記	·貸借対照表 ·業務費用計算書 ·資産·負債差額増減計算書 ·区分別収支計算書 ·注記 ·附属明細書
複式簿記 (日々記帳)	歳入歳出データから複式仕訳の会計処 理を発生の都度又は年度末に一括して 行い、財務書類を作成	決算統計データを活用し、年度末に一括 して仕訳を行い、財務書類を作成	処理の段階から自動的に複式簿記・発	官庁会計の処理に連動し、日々の会計 処理の段階から自動的に複式簿記・発 生主義会計のデータを蓄積し、財務諸表 を作成	官庁会計システム(ADAMSⅡ)に、官庁 会計に係る入力項目に加え、仕訳区分を 日々入力 →現金に関する仕訳のみ(現金に基づ かない仕訳(減価償却費等)は台帳等 により財務書類作成時に決算整理)
台帳整備	開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	官庁会計システム(ADAMSII)とは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
有形固定資産 の評価基準	超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは財政 状態を正確に把握することが困難である こと及び地方公共団体の保有資産に係 るサービス提供能力の評価としては公正 価値が最も適切と考えられることに鑑 み、原則として公正価値を採用	を認めつつ、段階的に固定資産台帳の 整備を行い、順次公正価値評価価額に 置換	取得原価モデルを採用	取得価額評価。ただし、売却可能な資産については附属明細表で時価情報を表示	 ・国有財産(公共用財産を除く) →国有財産台帳(※)に基づく公正価値評価(土地は原則として相続税路線価を基にした調整額、償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上) ※国有財産法施行令第23条の規定に基づき、原則として毎年度評価(台帳価格の改定)を実施・公共用財産 →取得原価(用地費や事業費等の累積。償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上) ・物品 →取得価格(減価償却費相当額を控除した後の価額を計上)
税収の取扱い	「所有者からの拠出」に該当することに鑑 み、純資産変動計算書に計上	純資産変動計算書の「一般財源」の項目 に計上	税収と個別の行政サービスの間には、 直接的な対価性はないものの、行政 サービスの提供に要した経費に対する 財源であるという観点から、行政コスト計 算書の収入として計上	行政コスト計算書の収入として計上	資産・負債差額増減計算書において財源 として計上
補助金収入の取扱い	「資本的」移転収入と「経常的」移転収入の厳密な区別が困難であることに鑑み、 一括して純資産変動計算書に計上	純資産変動計算書の「補助金等受入」の 項目に計上	固定資産を取得するための補助金…貸借対照表の正味財産に直入し、正味財産変動計算書にその変動状況を表示それ以外の補助金…行政コスト計算書に計上	建設事業の財源として充当するものも含め、行政コスト計算書の収入として計上	
減価償却の取扱い	事業用資産…行政コスト計算書に計上 インフラ資産…直接資本減耗として純資 産変動計算書に計上	行政コスト計算書に計上	行政コスト計算書に計上 なお、インフラ資産のうち、道路について は取替法(更新会計)を採用	定額法により月を単位に算定し、行政コスト計算書の費用に計上	業務費用計算書に計上